

京都橘大学研究費管理規程

(2007年11月26日制定)
最近改正 2015年2月23日

(目的)

第1条 この規程は京都橘大学（以下「本学」という。）で取り扱う研究費に関し、手続き等の取り扱いの運営・管理体制を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における研究費は、次の各号に定める学内研究費および公的研究費をいう。

(1) 学内研究費

- ① 個人研究費・個人研究旅費
- ② 共同研究助成費
- ③ 学術刊行物出版助成費
- ④ 教員学外研究費（国内研究・国外研究）
- ⑤ 学科研究諸費
- ⑥ 国際研究集会等報告者助成費
- ⑦ 学術研究奨励費

(2) 公的研究費

- ① 文部科学省および日本学術振興会から配分される科学研究費助成事業
- ② その他府省庁が所管する競争的資金制度に基づく研究費
- ③ 民間財団等より支給される研究費
- ④ 受託研究、受配者指定寄付金等による研究費

(責任体系の明確化)

第3条 本学における研究費の運営・管理に関する最高管理責任者を学長とし、その下に統括管理責任者として、副学長を充てる。また、コンプライアンス推進責任者を、学術情報部長、各学部長、各研究科長、大学事務局長とする。

2 前項に定める各責任者の役割は、次の各号のとおりとする。

- (1) 最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じる。また、統括管理責任者およびコンプライアンス推進責任者が責任を持って競争的資金等の運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。
- (2) 統括管理責任者は、不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者であり、基本方針に基づき、機関全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告する。
- (3) コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、自己の管理監督または指導する部局等における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。不正防止を図るため、部局等内の競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。自己の管理監督または指導する部局等において、構成員が、適切に競争的資金等の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

3 コンプライアンス推進責任者の下に、コンプライアンス推進副責任者として、各学科主任、学術振興課長、総務課長、経理課長を充てる。

4 事務組織は最高管理責任者および統括管理責任者の監督・指示のもと、学校法人京都橘学園各種規程または、国および各府省より示された各種法律およびルールに基づき、研究費の運営・管理を所管する。

5 最高管理責任者、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者、コンプライアンス推進副責任者および事務組織は研究費の取扱いに関し、定期的および必要に応じ協議する。

(適正な運営・管理活動)

第4条 研究費の運営・管理は、関係諸規程および法令等に基づき、適正に運用する。

2 研究費の全学的な事務統括は大学事務局長が行い、事務組織の各課連携のもと事務を取扱うこととする。

3 研究費の相談窓口は、研究費の実務を担当する学術振興課に置く。

4 研究者は、自己の研究費の執行状況に関し、普段の点検を励行し、必要に応じて研究計画に基づく物品納入等にかかる詳細な事由・根拠を大学に提示しなければならない。

5 研究費による物品等の納品・検収体制は別に定める。

(不正防止)

第5条 研究費の不正防止推進部署として、研究費不正使用防止推進委員会を設ける。

2 研究費不正使用防止推進委員会については別に定める。

(不正使用に関する通報および調査)

第6条 研究費不正使用に関する通報および調査については別に定める。

2 (削除)

(内部監査)

第7条 研究費の内部監査については、別に定める。

(モニタリングの実施)

第8条 本学は研究費の適正な運営・管理を徹底するため、監事、公認会計士および内部監査部門が、適宜、情報や意見交換を行い、実効性のあるモニタリング体制の整備・実施に努めなければならない。

(情報開示)

第9条 本学は研究者、事務職員等および学生等に対し、研究費の管理体制、使用方法等に関する説明会を適宜実施し、使用ルール等の周知徹底を図ることとする。また、必要な場合、その理解度を把握するため、研究費に関する意識調査を実施する。

2 本規程を含めた研究費の不正防止対策に関する取り組み等の概要について本学ホームページ等により外部に開示する。

(補則)

第10条 本規程の定めがない事項については、学内諸規程と法令等に基づくものとする。

(事務主管)

第11条 本規程に関する事務主管は、学術振興課とする。

(改廃)

第12条 本規程の改廃は、大学評議会の議を経て、学長が行う。

附 則 この規程は、2007年11月1日から施行する。

附 則 この規程は、2008年5月1日から施行する。

附 則 この規程は、2012年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、2015年3月1日から施行する。

ただし、2014年度執行分の科学研究費助成事業の処理より適用する。